

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和6年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	63	277	7,007	2,902	406	12,246	12,508	1,590	12,914
合 成 清 酒	－	－	5	9	0	357	624	45	624
連 続 式 蒸 留 焼 酎	－	－	34	85	41	7,832	5,801	635	5,842
単 式 蒸 留 焼 酎	0	0	44	15	11	8,066	7,217	1,148	7,229
み り ん	－	－	17	11	10	1,882	2,433	148	2,443
ビ ー ル	－	44	231	208	74	114,529	51,555	3,601	51,629
果 実 酒	－	25	13	24	24	7,128	4,813	1,665	4,836
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	314	X	34	173
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	7,825	X	676	4,018
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	149	X	22	79
発 泡 酒	－	3	35	56	48	57,046	20,569	1,623	20,617
原料用アルコール・スピリッツ	X	X	X	X	X	45,190	X	2,096	25,757
リ キ ュ ー ル	－	0	1,730	60	26	81,721	51,332	3,217	51,356
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	8,919	X	342	7,134
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	63	349	9,450	3,512	662	353,202	193,998	16,847	194,658

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kL	kL	kL	kL	kL	kL
令 和 元 年 度	15,655	502	14,265	55,737	111,230	197,387
令 和 2 年 度	13,978	410	14,408	43,260	122,534	194,588
令 和 3 年 度	13,969	356	13,752	45,828	118,457	192,361
令 和 4 年 度	13,521	396	13,656	50,670	118,691	196,936
令 和 5 年 度	12,914	624	13,071	51,629	116,413	194,658

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税務署名
富 山	1,742	94	816	920	352	7,039	735	26	609	11	2,531	3,703	6,207	1,463	26,246	富 山
高 岡	1,442	84	1,197	1,216	312	8,342	868	26	595	11	5,240	6,860	10,183	1,117	37,491	高 岡
魚 津	720	28	419	375	77	3,755	222	9	275	5	1,170	1,473	2,521	775	11,825	魚 津
砺 波	889	25	206	271	79	1,957	119	4	153	4	951	964	1,714	289	7,624	砺 波
富 山 県 計	4,793	231	2,638	2,782	820	21,093	1,944	65	1,632	31	9,892	13,000	20,625	3,644	83,186	富 山 県 計
金 沢	2,551	114	973	1,304	600	10,800	1,154	43	900	19	3,208	4,006	9,074	1,139	35,885	金 沢
七 尾	464	37	220	298	117	1,546	105	3	109	2	631	730	1,635	214	6,111	七 尾
小 松	884	70	404	518	162	3,184	354	12	281	5	1,186	1,556	3,641	375	12,636	小 松
輪 島	320	4	143	145	19	703	71	1	45	1	285	291	762	143	2,933	輪 島
松 任	794	25	339	386	125	2,544	276	11	231	3	1,139	1,354	2,974	460	10,661	松 任
石 川 県 計	5,013	250	2,079	2,651	1,023	18,777	1,960	70	1,566	30	6,449	7,937	18,086	2,331	68,226	石 川 県 計
福 井	1,235	63	404	676	283	4,787	468	19	364	8	1,521	1,814	4,917	395	16,956	福 井
敦 賀	405	15	157	249	57	1,347	98	5	96	3	559	649	1,652	135	5,427	敦 賀
武 生	624	35	245	387	134	2,621	175	7	167	3	960	1,032	2,678	266	9,336	武 生
小 浜	196	8	69	137	26	870	45	1	51	1	296	320	844	90	2,954	小 浜
大 野	282	4	84	110	27	774	45	2	42	1	321	320	852	93	2,959	大 野
三 国	366	18	166	237	73	1,360	101	4	100	2	619	685	1,702	180	5,614	三 国
福 井 県 計	3,108	143	1,125	1,796	600	11,759	932	38	820	18	4,276	4,820	12,645	1,159	43,246	福 井 県 計
総 計	12,914	624	5,842	7,229	2,443	51,629	4,836	173	4,018	79	20,617	25,757	51,356	7,134	194,658	総 計

- (注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kL未満	6 kL以上	10kL以上	60kL以上	100kL以上	200kL以上	500kL以上	1,000kL以上	2,000kL以上	5,000kL以上	10,000kL以上	休 造	合 計 (A)					
清 酒		100	2	1	1	16	8	29	7	12	5	3	2	-	-	-	18	100	6	98	内	6	100
合 成 清 酒		3	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内	-	3
連 続 式 蒸 留 焼 酎		3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	3	-	1	内	-	3
単 式 蒸 留 焼 酎		14	2	-	1	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	15	3	3	内	3	16
み り ん		4	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	内	-	4
ビ ー ル		21	1	-	-	3	2	9	1	-	1	-	-	-	-	-	6	22	5	14	内	5	20
果 実 酒		16	-	1	-	4	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	5	15	4	10	内	4	15
甘 味 果 実 酒		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	1	-	内	1	3
ウ イ ス キ ー		3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	内	1	3
ブ ラ ン デ ー		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	内	-	2
原 料 用 アル コ ー ル		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内	-	3
発 泡 酒		17	49	-	-	23	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	40	66	4	8	内	4	63
そ の 他 の 醸 造 酒		18	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	18	2	11	内	2	19
ス ビ リ ッ ツ		13	2	-	2	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13	1	2	内	1	14
リ キ ュ ー ル		45	2	-	2	20	4	6	1	-	1	-	1	-	-	-	12	45	2	8	内	2	44
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
雑 酒		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	-	内	1	4
合 計		268	58	2	6	101	16	54	11	13	7	3	3	-	-	-	110	318	30	155	内	30	316
各酒類を 通じたもの	令 和 3 年 度					36	18	44	6	8	9	3	2	-	-	-	19	145	9		内	7	139
	令 和 4 年 度					39	9	49	12	9	8	4	1	1	-	-	19	151	9		内	7	145
	令 和 5 年 度					43	11	44	11	12	7	3	3	-	-	-	21	155	8		内	7	147

調査対象等：令和6年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和5年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非常業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の びん詰場	共同の び ん 詰 場			設 置 可 を受け たもの	設 置 可 を受けな いもの		
清 酒	場 -	場 -	場 -	場 8	場 21	場 -	場 29	場 28
合 成 清 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	8	-	-	8	-
単 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	8	8	-	16	1
み り ん	-	-	-	8	3	-	11	-
ビ ー ル	-	-	-	9	1	-	10	2
果 実 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
甘 味 果 実 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	8	1	-	9	1
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	7	-	-	7	-
原 料 コ ー 用 ル	-	-	-	6	-	-	6	-
発 泡 酒	-	-	-	7	13	-	20	-
そ の 他 の 醸 造 酒	-	-	-	7	3	-	10	-
ス ピ リ ッ ツ	-	-	-	7	2	-	9	-
リ キ ュ ー ル	-	-	-	7	14	-	21	1
粉 末 酒	-	-	-	6	-	-	6	-
雑 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
合 計	-	-	-	125	66	-	191	33
う ち 実 蔵 置 場 数	-	-	-	9	24	-	33	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 令和6年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製 造 場 数	基 数
場 1	基 1

酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	
	場	うち休造場数
酒 母	6	-
も ろ み	11	5

(3) 販売業免許場数

区 分			本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1 年以上引続き 休 止 して いる 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数
			卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計		
販卸 売 方 に 法 限 に る 条 件 の が 条 件 さ が れ 付 て い な い も の も の 及 び の	全	酒 類	場 23	場 139	場 162	場 4	者 54
	ビ	ー ル	2	6	8	-	3
	洋	酒	2	21	23	-	11
	輸 出 入	酒 類	19	29	48	1	34
	店 頭 販 売	酒 類	2	4	6	-	3
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-	-
	自 己 商 標	酒 類	3	48	51	-	21
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	2	3	5	-	2
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	-	-	-	-	-
		ビ ー ル	1	1	2	-	-
		洋 酒	-	-	-	-	-
		計	3	4	7	-	2
	そ の 他 の 酒 類		-	2	2	-	1
	合 計		54	253	307	5	129
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	4	4	8	-	8
卸売業者の共同購入機関		-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		2	-	2	-	2	
販 の 条 件 が 法 に 付 さ れ て い る も の 旨 の	全 酒 類	一 般 の も の			4,540	40	2,356
		特 殊 の も の			2	-	-
		計			4,542	40	2,356
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			75	4	54
		特 殊 の も の			6	5	6
		通 信 販 売 だ け の も の			73	-	65
		計			154	9	125
	合 計				4,696	49	2,481
媒 介 業				15	-	3	
代 理 業				-	-	-	

調査時点：令和6年3月31日

- 用語の説明：
- 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製																																		免										許										場										敷										販 売 業 免 許 場 数				税務署名
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		み り ん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業																																								
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数																																									
富 山	7	7	-	-	-	-	2	-	-	-	3	1	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	7	2	1	-	1	1	3	1	-	-	-	-	28	13	32	14	556	262	富 山																																						
高 岡	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	9	7	25	13	489	262	高 岡																																								
魚 津	6	6	1	-	1	1	1	-	1	-	3	1	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	24	9	20	6	312	163	魚 津																																							
砺 波	7	7	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	1	-	1	-	1	-	1	-	6	3	1	1	1	-	3	1	-	-	-	27	13	12	4	230	142	砺 波																																							
富 山 県 計	23	23	2	-	2	1	4	-	1	-	9	4	6	4	2	-	2	-	1	-	2	-	18	5	3	2	4	1	9	2	-	-	-	88	42	89	37	1,587	829	富 山 県 計																																							
金 沢	5	5	-	-	-	-	1	-	1	-	4	3	2	2	-	-	1	-	-	-	-	7	1	2	-	2	1	2	-	-	-	-	-	27	12	73	21	763	396	金 沢																																							
七 尾	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	6	1	-	1	-	-	-	1	-	19	14	27	12	237	141	七 尾																																							
小 松	9	9	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	15	10	29	14	356	186	小 松																																								
輪 島	11	11	1	-	1	-	1	1	-	-	1	1	2	2	-	-	-	1	-	1	-	7	-	-	-	1	-	6	1	-	-	-	33	16	15	10	190	137	輪 島																																								
松 任	8	8	-	-	-	-	3	1	1	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	4	2	1	-	6	1	-	-	-	34	13	18	10	265	104	松 任																																								
石 川 県 計	40	40	1	-	1	-	7	2	2	-	9	7	6	4	-	-	1	-	1	-	1	-	24	1	13	8	5	1	16	2	-	-	1	-	128	65	162	67	1,811	964	石 川 県 計																																						
福 井	15	13	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	2	-	8	3	-	-	-	37	18	27	12	458	235	福 井																																								
敦 賀	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	-	-	2	1	-	-	-	10	6	7	1	150	75	敦 賀																																								
武 生	10	10	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1	-	2	-	4	-	-	-	1	-	25	12	9	4	302	149	武 生																																							
小 浜	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	84	38	小 浜																																									
大 野	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	16	6	4	2	94	59	大 野																																								
三 国	4	4	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	2	-	-	-	1	-	13	5	5	4	210	132	三 国																																								
福 井 県 計	37	35	-	-	-	-	4	1	1	-	4	3	3	2	1	-	-	-	-	-	-	24	2	2	1	4	-	20	4	-	-	2	-	102	48	56	25	1,298	688	福 井 県 計																																							
総 計	100	98	3	-	3	1	15	3	4	-	22	14	15	10	3	-	3	-	2	-	3	-	66	8	18	11	13	2	45	8	-	-	3	-	318	155	307	129	4,696	2,481	総 計																																						

(注) 「(1) 製造免許場数」及び「(3) 販売業免許場数」の(注)に同じ。